

経済財政運営と改革の基本方針2014(素案)(保険局関係概要)

第3章 経済再生と財政健全化の好循環

2. 主な歳出分野における重点化・効率化の考え方

(1) 社会保障改革

(基本的な考え方)・・・P21

- ・ 医療・介護を中心に「自然増」も含め聖域なく見直し、徹底的に効率化・適正化

(医療・介護提供体制の適正化)・・・P21

- ・ 地域医療構想を策定し、病床数等の目標設定と政策効果の検証を行う
- ・ 平成27年の医療保険制度改革に向け、地域医療構想と整合的な医療費の水準や医療の提供に関する目標が設定され、取組が加速されるよう、医療費適正化計画を見直す。国において、都道府県が目標設定するための標準的な算定式を示す

(保険者機能の強化と予防・健康管理の取組)・・・P22

- ・ 国保については、市町村との適切な役割分担を行いつつ財政運営などを都道府県が担う中で、都道府県が地域医療の提供水準と標準的な保険料等の住民負担の在り方を総合的に判断できる体制や市町村の保健事業等に対する意欲を損なうことのない分権的な仕組みの構築を平成27年常会への法案提出に向けて検討
- ・ 医療費適正化へのインセンティブ強化の観点から、後期高齢者支援金の加算・減算の仕組みの活用を検討
- ・ 後期高齢者支援金について被用者保険者間の負担能力に応じた負担とすることの検討

- ・ 後期高齢者医療の保険料軽減特例措置について段階的な見直しや、高齢者の患者負担についてさらに負担能力に応じた負担とすることの検討
- ・ データヘルスの推進、保険者機能の強化、被保険者インセンティブ
- ・ 離職・転職等により保険者間を移動しても、保険者が被保険者の医療情報等を継続的に把握できるようレセプトへの社会保障・税番号等の番号の導入の検討

(介護報酬・診療報酬等)・・・P23

- ・ 医薬品・医療機器の保険適用の評価での費用対効果の観点の導入や、良質な事業運営を促す診療報酬の在り方の検討

(薬価・医薬品に係る改革)・・・P23

- ・ 医薬分業の下での調剤技術料・薬学管理料の妥当性等の検証、リフィル制度等の検討
- ・ 長期収載品の薬価見直しの仕組みの効果等の検証
- ・ 調査・改定コストにも適切に配慮しつつ、市場価格形成の状況等を勘案して、市場実勢価格を適正に反映できるよう、薬価調査・薬価改定の在り方について、診療報酬本体への影響にも留意しつつ、その頻度を含めて検討
- ・ スイッチO T Cの加速に向けた取組について目標設定。諸外国並みの後発医薬品普及率を目指す

「日本再興戦略」の改訂について(素案)(保険局関係概要)

国民の「健康寿命」の延伸

○ 公的保険外のサービス産業の活性化

…第一部P24・第二部P63

ー 個人・保険者に対する健康・予防インセンティブの付与

【保険制度上の対応等所要の措置を来年度中に講じることを目指す】

- ・ ヘルスケアポイントの付与・現金給付の普及、保険料によるインセンティブについて、公的医療保険制度の趣旨を踏まえつつ検討
- ・ 後期高齢者支援金の加算・減算制度について、特定健診・保健指導の効果検証等を踏まえ具体策を検討

○ 保険給付対象範囲の整理・検討…第一部P24・第二部P66

ー 最先端の医療技術・医薬品等への迅速なアクセス確保

- ・ 先進医療の評価の迅速化・効率化のため再生医療、医療機器についても専門評価組織を立ち上げ【年度内】
- ・ 選定療養の利用状況の調査、選定療養として導入すべき事例を把握する仕組みの構築【年度内】
- ・ 革新的な医療技術等の保険適用の評価に際し費用対効果の観点を試行的に導入【平成28年度目途】

- ・ 治験の参加基準に満たない患者に対する治験薬へのアクセスを充実させる仕組み（「日本版コンパッショネートユース」）の検討【来年度運用開始】
- ・ 新たな保険外併用の仕組み（「患者申出療養（仮称）」）の創設

ー 後発医薬品の積極的な活用

○ 医療介護のICT化…第二部P67

- ー 医療分野における番号の必要性等について検討【年内結論】
- ー 電子処方箋の導入を図るべく検討【来年度までに導入を図るべく検討】
- ー 地域でのカルテ・介護情報共有による地域医療介護連携に関して標準規格の策定や全国普及、共通基盤としての国立病院機構等のクラウド化

規制改革会議答申（保険局関係概要）

新たな保険外併用の仕組みの創設

○ 新たな保険外併用の仕組みの創設・・・P 9

- － 保険外併用療養費制度の中に、困難な病気と闘う患者からの申出を起点とする新たな仕組みとして「患者申出療養（仮称）」を創設。
【平成27年度措置（次期通常国会に関連法案の提出を目指す）】

○ 安全性・有効性等の迅速な確認及び適切な実施体制の構築・・・P 9

- － 臨床研究中核病院と患者に身近な医療機関が、診療内容に応じて連携協力を図りながら対応
- － 「患者申出療養（仮称）」としての前例がある診療
 - ・ 臨床研究中核病院の他、患者に身近な医療機関が、前例を取り扱った臨床研究中核病院に対して申請
 - ・ 申請から原則2週間で臨床研究中核病院が判断、受診可能とする
- － 「患者申出療養（仮称）」としての前例がない診療
 - ・ 臨床研究中核病院が国に対して申請
 - ・ 申請から原則6週間で国が判断、受診可能とする
 - ・ 患者に身近な医療機関を最初から対応医療機関（協力医療機関）として申請（共同研究の申請）する場合、その医療機関で受診可能とする
- － 国において、専門家の合議で安全性・有効性を確認する際の議論や運営の在り方について、新しい仕組みの施行までに検討

○ 対応医療機関の充実・・・P 10

- － 臨床研究中核病院は15箇所に限定せず、要件を満たせば追加
- － 臨床研究中核病院が申請時に対応医療機関のリストを添付し、患者が身近に受診できる医療機関を周知
- － 臨床研究中核病院の承認により、対応医療機関を随時追加。この旨、厚労省からも要請

○ 保険収載に向けた実施計画の作成及び実施計画の対象外の患者への対応・・・P10

- － 保険収載に向け、治験等に進むための判断ができるよう、実施計画を作成し、国で確認するとともに、実施に伴う重篤な有害事象や実施状況、結果等について報告を求める
- － 実施計画の対象外の患者から申出があった場合、臨床研究中核病院において安全性、倫理性等について検討を行った上で、国において専門家の合議により実施を承認

健康・医療

○ 革新的な医薬品・医療機器の価格に関する制度の改善・・・P 13～15

- － 医薬品・医療機器の価格算定における革新性・画期性の評価についての明確な基準を検討【平成26年度結論】(医薬品)
【平成27年度結論】(医療機器)
- － 「条件及び期限付承認」を受けた再生医療等製品の保険適用に向けた取扱いの検討【薬事法等一部改正の施行に併せて結論】

○ 最適な地域医療の実現に向けた医療提供体制の構築・・・P 15～18

- － 医療計画、介護保険事業支援計画、医療費適正化計画の見直し時期の一致【次期医療保険制度改革において検討】
- － 急性期を担う医療機関にのみ適用されるよう、7:1入院基本料の在り方を検討【平成28年度診療報酬改定に併せて検討】
- － プライマリ・ケア体制の確立（①プライマリ・ケアを専門に担う医師の育成、②医療広告制度の見直し、③複数の医師が連携して24時間の対応を行う取組みの支援等を検討）
【①平成26年度措置、②・③平成27年度結論（②は平成28年度措置）】

○ 保険者機能の充実・強化に向けた体制整備・・・P 19～20

- － 保険者がまず全ての診療報酬明細書の点検を可能とする仕組みの導入について検討
【平成26年度検討・結論、結論を得次第措置】
- － 支払基金と国保連の審査ルール及び査定結果の共有化
【平成26年度措置】